

## 三重県職員防災人材育成に係る標準教材について

令和3年 3月24日  
防災企画・地域支援課

### 1. 標準教材を作成した目的

三重県職員防災人材育成指針（以下、「指針」という。）に基づく職員防災人材育成の取組を進めていくにあたり、全ての職員の能力向上のためには、指導的立場となる多くの職員が必要となります。しかしながら、必ずしも防災に詳しい職員が数多くいるわけではありません。このような状況においても、様々な場で防災・減災について学ぶことができる環境を整えるため、「誰でも」「一定レベル」の研修を実施することができる標準的な教材を作成しました。

### 2. 標準教材の概要

#### (1) ポイント

標準教材は、指針に定める職員に必要となる能力の向上を図るカリキュラムで構成し、下記の観点を持って作成しました。

#### ア. 職員に必要となる次に示す5つの能力を向上させる内容とする。

「災害（被災）イメージ力」「災害対応の全体像把握力」「心構え」  
「災害対応のマネジメント能力」「個別業務の処理能力」

#### イ. 「誰でも」「一定レベル」の研修を行える資料一式が整っている。

- ・研修企画・準備要領が定型化されている。
- ・研修で利用する資料が整っている。
- ・研修運営要領が定型化されている。
- ・講師やファシリテータのセリフや進行・振る舞いが定型化されている。

#### ウ. 学習効果を高める工夫を取り入れる。

- ・集中力が持続できるよう、15分程度で一定の範囲を構成し、短時間サイクルの学びの仕組みを導入。
- ・受講者への問いかけなど、受講者が能動的に研修へ参加できる仕組みを導入。
- ・災害対応を具体的にイメージし易くするため、実際の被災現場の写真や、被災経験職員の声を多く採用。

#### エ. 研修カリキュラムのテーマ

標準教材として作成したカリキュラムは、全ての職員が認識しておくべき防災・減災に関する基礎的な知識、及び誰でも実施できる演習を含めた下記の5つのテーマで作成しました。

- ① 防災・危機管理の基本的な考え方
- ② 風水害による被害と対策
- ③ 地震・津波による被害と対策
- ④ 災害法体系・地域防災計画
- ⑤ 災害エスノグラフィー演習

## (2) 構成

標準教材は、上記のポイントを反映し、「カリキュラム一覧表」「説明用スライド」「理解度チェックテスト」「研修実施要領」「研修運営マニュアル」「研修動画」の6つで構成しました。

### ア. カリキュラム一覧表

- ・研修目的や研修対象の習得目標を記載。
- ・習得目標を達成するために利用する説明用スライドの一覧表を整理。
- ・研修対象に応じてカリキュラムを組み替える等のカスタマイズが可能。

名称	防災・危機管理の基本的な考え方	レベル	基礎レベル
目的	防災・危機管理の基本的な考え方と災害対応の全体像を理解し、三重県職員として必要な基準を身に付けることを目的とする		
対象者	全職員		
主な内容	防災・危機管理の基本的な考え方 災害対応の全体像と体制 各自の備え		
教育方法	座学・グループワーク	教材構成	【企画・準備】企画運営マニュアル、実施要領、参加者名簿、準備物一覧、アンケート調査票 【実施・運営】説明スライド

- 【行動原則】
- 被災地から学び備える
  - 職員として自らの命は自らで守り、県民の生命・財産を守る
  - 災害対応は時間との戦いとなるため、率先して行動する
  - 多様な被災者ニーズに応えるため、各自の業務を超えて連携する
  - 地域社会のより良い復興を念頭に、常に一歩先を見据える

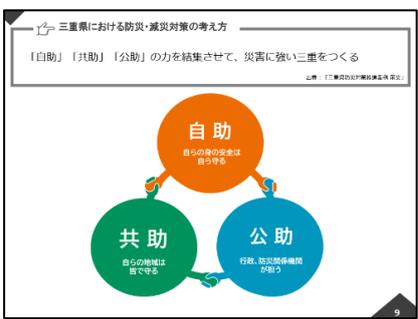
- 【身につけておくべき能力】
- 災害（被災）イメージ力
  - 災害対応の全体像把握力
  - 心構え
  - 災害対応マネジメント能力
  - 個別業務の処理能力

#### 〈講座〉のスケジュールと主な内容

学習区分	学習目標+J1J23 (受講者の受講後の姿を率直に記載)	学習項目	スライドタイトル	行動原則	身につけておくべき能力	所要(分)
序章	-	1 表紙 2 学習の目的	表紙 はじめに・目次			5
1	防災・危機管理の基本的な考え方 ・防災に関する基本用語や原則がわかり、職員としての基本的な心構えができる。 ・日常の取り組みや業務に「防災」を加味して考え、実践できる。	1 危機とは 2 危機管理とは 3 災害とは 4 防災・減災（縮災）対策とは 5 心構え	私たちの周りにある「危機」には、どういうものがあるでしょうか？ 危機とは 三重県における危機管理の考え方 三重県が主に対象としている災害 三重県における「防災・減災対策」の考え方を知っていますか？ 三重県における防災・減災対策の考え方 防災や災害対応を行う上で必要な「心構え」	全て 全て 全て 全て 全て	1, 2 1, 2 1, 2 1, 2 3	15

### イ. 説明用スライド

- ・講師が説明に利用するスライドを作成。（作成スライド総数：291）
- ・説明内容（セリフ）を各スライドのノート部分へ記載。
- ・災害対応を具体的にイメージできるよう、写真や図・表を多用。
- ・研修対象に応じてカスタマイズできるよう、標準スライド以外にも参考スライドも多く作成。
- ・災害エスノグラフィ演習で用いる素材は、東日本大震災の災害対応を経験した宮城県職員から体験談を聴取し作成。

研修スライド	講師セリフ（台本）
	<p>三重県防災対策推進条例の前文では、「自助」「共助」「公助」の力を結集させて、災害に強い三重をつくるという考え方が示されています。</p> <p>自らの身の安全は自ら守る「自助」、自らの地域は皆で守る「共助」、行政・防災関係機関が担う「公助」があります。</p> <p>みなさんは、「自助」「共助」に加えて、県職員として、「公助」の役割を担うことを覚えておいてください。</p> <p>次に、「公助」を担う県職員が実際に防災や災害対応をする上で必要な心構えを見ていきましょう。</p>
	<p>これは紀宝町鮎田(きほうちょうふなだ)地区が浸水している写真です。三重県では県内15市町2763棟の住家被害が発生しました。市町別では、紀宝町が1182棟、次いで熊野市が999棟と多く、また相野谷川(おのたにがわ)が氾濫した紀宝町では、全壊家屋が59棟となっており、県内の全壊家屋84世帯の70%を占めています。</p>

## ウ. 理解度チェックテスト

- 研修毎に重要事項の理解度を確保するための簡易テストと解説文を作成。

研修「防災・危機管理の基本的な考え方」  
理解度チェックテスト

本テストは、研修「防災・危機管理の基本的な考え方」を学習された方が、学習の理解度を確保するための理解度チェックテストです。研修で解説した内容のうち、特に理解していただきたい内容を出題しています。  
回答後は、別紙「理解度チェックテスト(解答と解説)」で解答を確認し、解説を読んで理解を深めてください。

No.	設 問	掲載ページ
1	災害発生後の応急期における代表的な法律は、( )である。 【選択肢: a) 激甚災害法 / b) 災害救助法 / c) 特定非常災害特別措置法】	6
2	災害対策基本法に基づく、予防から復興までを対象とした県の防災対策を総括する基本計画は、( )である。 【選択肢: a) 防災基本計画 / b) 防災業務計画 / c) 地域防災計画】	9
3	災害関連法の一般法と位置付けられる法律は、( )である。 【選択肢: a) 災害対策基本法 / b) 激甚災害法 / c) 災害救助法】	11
4	災害対策基本法で、定められていることは、( )である。 【選択肢: a) 食料・飲料水の給与 / b) 災害対策本部の設置 / c) 被災者生活再建支援金の給付】	13
5	災害対策基本法では、市町村は防災対策の( )を負い、都道府県は自ら防災対策を実施し、市町村の事務や業務の実施を助け、総合調整を行う。 【選択肢: a) 第一次的責務 / b) 第二次的責務 / c) 第三次的責務】	15
6	災害救助法の適用により、( )は、救助の実施主体になり、事務は法定受託事務となる。 【選択肢: a) 国 / b) 都道府県 / c) 市町村】	21

### 理解度チェックテスト(解答と解説)

- No1 災害発生後の応急期における代表的な法律は、( )である。 答え **b**
- (解説)  
災害発生後、応急期における代表的な法律は、応急救助について定めた災害救助法です。激甚災害法、特定非常災害特別措置法は復旧・復興期に代表的な法律となる。
- No2 災害対策基本法に基づく、予防から復興までを対象とした県の防災対策を総括する基本計画は、( )である。 答え **c**
- (解説)  
災害対策基本法に基づく、予防から復興までを対象とした県の防災対策を総括する基本計画は、「地域防災計画」です。防災基本計画は、防災分野の国の最上位計画であり、防災業務計画は、指定行政機関と呼ばれる中央省庁が策定する計画です。
- No3 災害関連法の一般法と位置付けられる法律は、( )である。 答え **a**
- (解説)  
災害関連法の「一般法」と位置付けられているのは、災害対策基本法です。激甚災害法や災害救助法は、災害対策基本法との関係では「特別法」とされています。

## エ. 研修実施要領・研修運営マニュアル

- 研修の主催者と受講者が、研修目的や研修対象の習得目標、研修の構成、進め方を理解するための資料を作成。
- 研修主催者が研修企画・運営業務を円滑に実施するためのマニュアルを作成。

### 災害法体系・地域防災計画 研修実施要領

- 目的  
本研修は、三重県の職員として必要な災害対応にかかる基本的な法体系と地域防災計画を理解することを目的とする。
- 日時  
令和●●年●●月●●日(●) 13:30~15:00
- 場所  
●●会議室
- 参加者  
(1) 対象者  
入庁した新任者及び防災担当として着任した新任者  
(2) 企画・運営者  
●●●●●●●●
- 内容と目標  
(1) 内容  
三重県の職員として防災・危機管理の基本的な考え方について知り、災害対応の全体像と体制、各自が災害への備えとしてすべきことを理解する。  
(2) 目標  
研修の目標は以下の通りである。  
・災害関係法や防災計画に関する体系の全体像がわかる。  
・「災害対策基本法と災害フェーズごとの代表的な法」との関係及び「地域防災計画」の位置づけを説明できる。  
・被災者支援に関与する法律の要点と概要、県の役割がわかる。  
・被災者支援に関与する法の要点を説明できる。  
・地域防災計画の構成と内容がわかる。  
・業務を確認するための地域防災計画の使い方がわかる。

### ● 進め方の流れ



### STEP1: 研修開催日の前日まで

#### 事前準備

研修開催日の前日までに研修に必要な準備を進めます。

- 説明用スライドを確認し、必要に応じて修正する
  - 「資料3 説明用スライド」を読み、配付する資料や資料を確認します。
  - 必要に応じて内容に変更・修正し、「資料3 説明用スライド」を完成させます。
- 機材や文具を手配・準備する
  - 研修で使用する機材や文具などを準備します。机・椅子のほかに準備すべき機材と文具などは次の通りです。

	用 具	用 途	数 量
1	プロジェクター	パソコンデータの映し出し	1台
2	スクリーン	パソコンデータの映し出し	1台
3	パソコン	研修の説明用	1台
4	マイク	進行者・発表者の発言用	2本
5	スピーカー	進行者・発表者の発言用	1台
6	ポインター(指し棒)	スクリーン上に投影した事項の指示	1台
7	サインペン	筆記用	1本/人
8	付箋紙(黄・赤・青色)	意見出し用	1セット/班
9	模造紙	付箋紙貼り出し用	1枚/班

## オ. 研修動画

- 研修の進め方や実際の研修の様子を事前に確認したり、動画研修として使用するためにテーマ毎に動画を作成。



### (3) 使い方

#### ア. 一般的な防災研修として用いる場合

職場の新任職員や各所属職員、各地域機関職員等を対象に一般的な防災研修として用いる場合は、5つのテーマから必要なテーマを選定し、標準教材をそのまま利用して研修を実施することができます。また、講師となる職員がいない場合は、動画をそのまま利用して研修を実施することもできます。

#### イ. 専門研修の一部として用いる場合

一部の職員を対象とし専門的な災害対応業務に係る研修の一部として使用する場合は、カリキュラム一覧表を用いて、研修目的と習得目標を整理したうえで、標準教材の全てのスライドから適切なスライドを選定し利用したり、新たに自ら作成したスライドを組み合わせることで、カスタマイズしたカリキュラムを作成することができます。また、一部のスライドのみ使用することも可能です。

### 3. 今後の予定

作成した標準教材は、誰でもいつでも使用できるよう、共有フォルダ等で教材データを共有するとともに、学習効果を高めるよう所属研修で活用したり、各部局等防災担当者会議等で防災担当者に教材の内容と使い方を周知し、研修機会が少なかった地域機関で教材を活用した研修の開催を促していきます。

令和3年4月以降 防災担当者向け研修等で教材の内容及び使い方を周知  
各部隊配備要員研修、各地方統括部配備要員研修、所属研修等で標準教材を活用

また、毎年、教材の使用状況について確認するとともに、今後も育成効果を測定して取組の効果を確認することで、指針に定めた5年の育成期間において、全ての職員の能力が向上できるよう教材の活用と改善を行っていきます。